

# 令和7年度兵庫県規制改革推進会議の結果等について

## 1 会議の目的

県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、県民や企業の事業活動等の妨げとなっている事例があることから、当該規制の見直しや県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化等に関する審議を行い、支障の解消に向けた取組を推進する。

## 2 令和7年度の審議結果等

(1) 提案件数 28件

(2) 審議結果等 14件（詳細は別紙参照）

区分	件数
① 県・市町の条例等による規制に関する事項	2
② 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項	10
③ 国の法令等による規制に関する事項	2

※ 提案件数と審議結果の差は、次の理由による。

ア 規制所管課（神戸市を含む）との調整により、当会議への付議を経ずに提案内容に沿った対応や運用改善が実現可能と判断されたもの：6件

イ 現行制度で対応可能、または提案対象の規制と関係がない等の理由から、審議対象外とすることについて提案者の了承（取下げを含む）を得たもの：9件

※ 審議結果14件の計上について

・ 一つの提案に2種類の項目が含まれるものがあり、提案件数1件、審議結果2件として計上

### (3) 審議案件の主なもの

<b>① 県・市町の条例等による規制に関する事項</b>	
納入通知書の運用等の見直し	<b>【規制・手続の見直し】</b> 道路・河川等の占用料や行政財産の目的外使用料の納付について、近年の郵便事情の変化等により、納入通知書の到着にこれまでより時間を要しているとの支障事例を受け、納期の定めのない歳入に関して、適切な納期限の設定を行う。
<b>② 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項</b>	
主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し	<b>【規制・手続の見直し】</b> 地域包括支援センターで、介護支援専門員の資格を有する社会福祉士等が予防プラン等を作成している場合について、県では主任介護支援専門員の資格取得に必要な実務経験に含めていないことへの見直しの提案があり、実務経験に含める取り扱いへと見直す。
<b>③ 国の法令等による規制に関する事項</b>	
個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し	<b>【現行の制度運用を維持】</b> 個人事業主の建設業決算変更届の添付書類について、「所得税の確定申告書第一表の写し」とすることはできないかとの提案に対し、建設業法施行規則で「事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」が提出書類として明記され、確定申告書の写しでは納付済額等を証する書面とはいえないこと等から、引き続き現行の運用を行う。

## 【参考】

### (1) 令和7年度の兵庫県規制改革推進会議委員等

#### (委員)【五十音順】

岸 敏幸(兵庫県経営者協会専務理事)

中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)

中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)〔委員長〕

長谷川 尚吾(日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長)

馬場 美智子(兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授)

三宅 康成(兵庫県立大学環境人間学部教授)

#### (オブザーバー)

酒井 隆明(兵庫県市長会会長(丹波篠山市長))

庵途 典章(兵庫県町村会会長(佐用町長))【令和7年9月30日まで】

山名 宗悟(同上(神河町長))【令和7年10月1日から】

### (2) 令和7年度の会議開催実績

第1回(令和7年8月29日)

支障事例等の提案への対応方針に関する協議① 等

第2回(令和7年11月5日)

第1回会議で継続審議となった事項に関する審議

支障事例等の提案への対応方針に関する協議②

第3回(令和8年2月27日)

報告書の取りまとめ 等

[書面開催]

## 令和7年度兵庫県規制改革推進会議 審議案件の概要

## 1 県・市町の条例等による規制に関する事項

提案項目	提案内容	審議結果（審議結果を踏まえた対応）
(1) 納入通知書の運用等の見直し	道路・河川等の占用料や行政財産の目的外使用料の納付について、近年の郵便事情の変化等により、納入通知書の到着にこれまでより時間を要していることから、納入通知書の運用等の見直しができないか。	<b>【規制・手続きの見直し】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>納期の定めのない歳入の納期限に関して、郵便事情の変化や近隣自治体等の事例も参考にしながら、適切な納期限の設定について検討する（R8.3月運用通知改正）。</li> </ul>
(2) 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し	就労継続支援 B 型事業の指定申請において、訓練・作業室の広さを利用定員×3㎡を下限とするよう指導される。この点について、事業計画等により作業内容等を確認し、本来の国基準（訓練又は作業に支障がない広さを有すること）に基づき審査すること等とできないか。	<b>【制度内容の明確化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口である各健康福祉事務所に対して、訓練・作業室の面積要件は目安であることの再周知や3㎡未満の事例の共有、指定手続き関係資料の記載方法の見直し等を検討する。</li> </ul>

## 2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

提案項目	提案内容	審議結果（審議結果を踏まえた対応）
(1) 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し	障害福祉サービス事業所では、実務経験要件及び研修修了要件を満たすサービス管理責任者等の配置が必要である。県では指定申請時に実務経験証明書の原本と研修修了証の写しを求めているが、各要件は基礎研修受講開始時に満たす必要があるとされていることから、指定申請時の実務経験証明書の提出を不要、若しくは写し等の提出とできないか。	<b>【規制・手続の見直し】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務経験証明書の提出は引き続き必要とするが、窓口には原本と写しを持参し、原本と相違ないことが確認できる場合は原本を返却し、写しでの提出を可能とする（R7.12月実務経験証明書の取扱改正）。</li> </ul>
(2) 化粧品製造業許可申請における構造設備の基準の明確化	化粧品製造業を行う者は厚生労働省令で定める基準に従い製造所ごとに許可を受ける必要があるが、その基準がいずれも抽象的である。このため、県作成の申請手引において、例えば床の基準であれば「カーペットは不可」など、区分ごとにより具体的な判断基準の明示ができないか。	<b>【制度内容の周知】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>製品の特性や製造工程により求められる衛生を担保するための措置のレベルは異なるため、一律の判断基準の記載は行わないが、改善指導事例を申請手引に記載する（R8.1月手引改正）。</li> </ul>
(3) 農作物栽培高度化施設の設置基準の明確化	農作物栽培高度化施設の届出基準が概括的であり、どのようなケースであれば受理されるのかわかりにくい。このため、県下で共通して使用できる規定等がある場合、その内容を示してほしい。規定がない場合は、農作物栽培高度化施設に含めてよい附帯設備を例示列挙するなど、現場の判断を容易にする規定等を作成し、各農業委員会へ周知してほしい。	<b>【制度内容の周知】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>農作物栽培高度化施設に含めてよい附帯設備の一律の例示列挙は行わないが、新たな国通知の発出を踏まえ、農業委員会等に対し、本通知の内容を周知するとともに、必要な附帯設備が農業用施設として適切に運用されるよう指導する（R7.8月、国通知の内容を周知。R7.11月の会議でも通知内容を説明）。</li> </ul>
(4) 経営事項審査における健康保険確認対象者等の見直し	経営事項審査において、技術職員名簿や建設機械の保有状況一覧表の提出が必要であるが、県は名簿記載の全員分の健康保険証の写しや、一覧表に記載した全建設機械の取得日等を毎回確認している。国に倣い、確認対象を新たに名簿に記載された職員や新たに追加された建設機械のみに限定できないか。	<b>【規制・手続の見直し】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や他府県の取り扱いを参考に、見直しを検討する（R8.2月申請要領改正）。</li> </ul>
(5) 経営事項審査における保有する建設機械の対象範囲の拡大	経営事項審査において、建設機械をレンタル契約で保有する場合、契約の相手方をレンタル会社に限定しているが、これを見直せないか。	<b>【規制・手続の見直し】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や他府県の取り扱いを参考に、令和8年度中の要領改正を検討する。</li> </ul>

提案項目	提案内容	審議結果（審議結果を踏まえた対応）
(6)自動車検査証の電子化に伴う経営事項審査添付書類の見直し	経営事項審査において、ダンプ車を保有する場合は自動車検査証（車検証）の写しの提示が必要であるが、車検証の電子化に伴い、現在は自動車検査証記録事項の写しの提示も求められている。電子化のメリットが失われ、同記録事項の発行も経過措置とされていることから、提示書類は紙車検証のみとし、その他の確認は地方運輸局と県の情報共有で代替できないか。	【その他】 ・国が自動車検査証記録事項の配布期間延長等、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討するとしており、国からの措置内容が示されるまでは引き続き現行の運用を行う。
(7)建設工事の入札参加資格審査申請における営業所登録の見直し	県の建設工事の入札参加にあたり、入札参加資格申請は本社に限らず営業所等でも可能である。他方、県は全ての本社・営業所等に入札参加を希望する工種に対応する建設業許可を求めている。この点について、本社や営業所等で異なる許可工種をもつ場合に、異なる希望工種での入札参加資格申請ができるよう見直しできないか。	【現行の制度運用を維持】 ・県では本社営業所の区別なく一つの企業として取り扱っており、営業所は本社から委任を受けて契約を行うものという考え方に基づいている。このことから、本社以外に登録を希望する営業所について、建設業許可が共通する範囲での登録を認めることが適切である。
(8)主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し	主任介護支援専門員研修（主任介護支援専門員の資格取得に必要）の受講にあたり、前提条件となる介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ等の受講には、介護支援専門員としての実務経験が必要である。地域包括支援センターで介護支援専門員の資格を有する社会福祉士等が予防プラン等を作成している場合も、この実務経験に含めることができないか。	【規制・手続の見直し】 ・専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修の受講要件について、地域包括支援センターにおいて、社会福祉士等で介護支援専門員資格を有する者が予防プランを作成している場合は、実務経験がある者として要件に加える（R7.12月要件見直し、令和8年度研修から運用開始）。
(9)埋蔵文化財の発掘にかかる届出事務の見直し	土木工事等、埋蔵文化財の調査以外の目的で埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は、事前届出が必要である。一方で、一部市町を除いて電子申請ができず、同じ土地でも工事の度に届出が必要となるため、一般市町を経由して県へ届出を行うケースでは工事着手までに時間を要している。このことから、当該届出事務に関して、次の見直しができないか。 ① 電子（メール等）による届出の導入 ② 過去に届出があった土地の場合、市町が審査	①電子申請の導入：【その他】 ・県から電子申請の試行的運用を提案し、環境の整った市町より導入を開始したところであることから、引き続き電子申請の導入を市町へ働きかけていく。 ②市町審査：【現行の制度運用を維持】 ・工事毎に埋蔵文化財への影響が異なるため、毎回審査する必要があり、市町毎に文化財部局の体制に差異がある状況等を踏まえ、引き続き県が審査し、保護体制に一定の水準を担保することが必要である。

### 3 国の法令等による規制に関する事項

提案項目	提案内容	審議結果（審議結果を踏まえた対応）
(1)個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し	建設業者（個人事業主）は4月末までに決算変更届を提出し、事業税納税証明書の添付が必要であるが、届出期限までに届出対象年の納税証明書は発行されない。大阪府の取り扱いに倣い、所得税の確定申告書第一表の写しの添付で代替できないか。	【現行の制度運用を維持】 ・建設業法施行規則において、「事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」が提出書類として明記されており、確定申告書写しでは納付済額等を証する書面とはいえない。
(2)河川区域の引込電線撤去にかかる許可申請方法の見直し	河川区域内の工作物の除却は許可が必要であるが、家屋解体の場合、工期設定が短い等解体業者の希望期日で対応できないケースがある。家屋解体に伴う河川区域内の引込電線の撤去に限り、メール等で所管土木事務所へ一報を入れ、事後申請とすることはできないか。	【現行の制度運用を維持】 ・河川区域における占用工作物の撤去には河川法の許可が必要であるうえ、メール等による協議では河川管理上の支障の有無を判断できない。